

「室町時代の文書を読む」

資料 1 応永二九年 足利持氏御教書

〔「清河寺文書」〈清河寺3〉〕

解説文

武蔵国足立郡上内野郷内田壺（一）町

式（二）段・在家壺宇并敷地等 長井駿河三郎實（実）基
寄

同郷内田壺町式段佐地川在家壺宇

駿河三郎實基伯父紹旭蔵主 事、早守寄附之旨、
寄 進 之 地 等

可沙汰付下地於清河寺雑掌之由、可致

下知代官之状如件、

應（応）永廿九年十一月廿一日 （花押）

安房四郎殿

読み下し

武蔵国足立郡上内野郷内田壺（一）町式（二）段・在家壺宇ならびに敷地等（長井駿河三郎實（実）基寄進）、同郷内田壺町式段佐地川在家壺宇（駿河三郎實基伯父紹旭蔵主寄進の地等）の事、早く寄附の旨を守り、下地を清河寺雑掌に沙汰し付くべきの由、代官に下知致すべきの状件の如し、

應（応）永廿九年十一月廿一日 （足利持氏）
（花押）

（上杉憲実）
安房四郎殿

資料2 永享十二年 細川持之御教書

〔「安保文書」〈安保一二〉〕

解説文

関東事雑説在之云々、令

現形者不廻時日馳向、可被抽

忠節之由、所被仰下也、仍執達

如件、

永享十二年二月十七日 右京大夫（花押）

安保信濃入道殿

読み下し

関東の事、雑説これ在りと云々、現形せしめば、時日を廻らず馳せ向かい、忠節を抽んぜらるべきの由、仰せ下さるる所也、よつて執達件の如し、

永享十二年二月十七日 右京大夫（花押）

（細川持之）

安保信濃入道殿

（宗繁）